

2020年3月12日

各予算管理責任者 殿

研究科長

新型コロナウイルス感染症対策等に関する予算上の取扱について

国立大学法人においては、運営費交付金を交付年度に全額収益化することが原則であり、次年度以降への予算繰越が前提とされていないことから、各予算部署において、年度末決算において剰余金が発生した場合、次年度への繰越は認められておらず、剰余金が出た場合は返納する必要があります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策等に関する対応（以下、「感染症対応」という。）に伴い、現在、各専攻・系等において、出張等の見直しを中心に、本年度に実施予定であった各種事業の見直しが行われており、多額の剰余金が発生することが予想されます。

このような状況を受け、総合文化研究科においては、感染症対応に関する予算上の取扱について、2019年度末に限り、下記の通り、例外的な取扱いで希望者に対応しますので、よろしくお取り計らい願います。なお、限定した金額で、かつ剰余金の7割までしか取り扱わないのは、研究科全体としても剰余金を出すことはできず、預かった剰余金を来年度配分するためには、研究科の借金として来年度予算に組み込まねばならないためであることを申し添えます。

記

1. 剰余金について

本年度決算で剰余金が発生した場合、その額に7割を乗じて算出した額を（千円未満切り捨て）、2020年度に追加配分を行うことができるものとします。ただし、以下に指定された期限までに財務チームに申請していない場合は、追加配分を行いません。

2. 対象となる予算科目について

専攻・系・部会・機構の運営費のうち、大学運営費－教育研究経費のみ可（予算科目コード：100202）とします。

3. 申請手続きについて

1) 申請書の提出期限及び提出先

2020年3月24日/財務チームまで別紙申請書を提出

（専攻・系等単位での申請となります。）

また、金額の根拠となる資料を提出いただくことも想定しております。

2) 申請限度額

原則として、**300万円（追加配分は210万円）**までとします。300万円以上の剰余金について申請を希望される場合、必ず締切日の前週までに財務チームまでご相談願います。その場合、申請された額を減額調整することがありますのでご留意願います。

4. その他

1) この取扱については、従来実施しております預託金制度とは別の仕組みですので、ご留意願います。

2) 各専攻・系等内にて対応できる場合には、本申請は不要です。

3) 原則、申請した予算は、締切日以降は修正・取り下げはできませんので、ご留意願います。

4) 決算において実際に発生した剰余金が申請書に記載された額を上回った場合であっても、申請書に記載された額に7割を乗じて算出した額以上の追加配分は行いません。また、実際に発生した剰余金が申請書に記載された額を下回った場合、実際に発生した剰余金に7割を乗じて算出した額を追加配分いたします。

5) この取扱は2019年度限りとし、2020年度以降は実施いたしませんので、ご留意願います。

(別紙)

2020年3月〇日 提出

研究科長 殿

〇〇専攻（系・部会・機構）長

新型コロナウイルス感染症対策等に関する予算上の取扱について

2020年3月12日付文書にて通知のありました標記の件につきまして、本年度決算にて発生する剰余金は以下の通りです。

剰余金額 〇〇〇〇 円

上記の金額に7割を乗じて算出した金額について、翌年度予算において追加配分を頂きますよう、よろしくお取り計らい願います。

(担当者名) 〇〇 〇〇印
(担当者内線番号) 00000